

表 9-4 学校感染症に属する疾患の出席停止期間

感染症	出席停止期間の基準
<p>第1種</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エボラ出血熱 2. クリミア・コンゴ出血熱 3. 痘瘡 4. 南米出血熱 5. ペスト 6. マールブルク病 7. ラッサ熱 8. 急性灰白髄炎 9. ジフテリア 10. 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） 11. 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） 12. 特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう） 	<p>治癒するまで</p>
<p>第2種[†]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 2. 百日咳 3. 麻疹 4. 流行性耳下腺炎 5. 風疹 6. 水痘 7. 咽頭結膜熱 8. 結核 9. 髄膜炎菌性髄膜炎 	<p>発症から5日を経過し、かつ、解熱後2日経過</p> <p>特有の咳の消失，または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療の終了</p> <p>解熱後3日経過</p> <p>耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になる</p> <p>発疹の消失</p> <p>すべての発疹の痂皮化</p> <p>主要症状消退後2日経過</p> <p>感染のおそれの消失</p> <p>感染のおそれの消失</p>
<p>第3種（前記以外の警戒を要する感染症）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 腸管出血性大腸菌感染症 2. 流行性角結膜炎 3. 急性出血性結膜炎 4. コレラ 5. 細菌性赤痢 6. 腸チフス 7. パラチフス 8. その他の感染症 	<p>感染のおそれの消失まで</p>
<p>感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症および新感染症は規定にかかわらず，第1種の感染症とみなす</p>	<p>治癒するまで</p>

† ただし、病状により、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない（結核および髄膜炎菌性髄膜炎を除く）